

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後	
別表第1 (略) 別表第2 (第3条第2項関係)		附 則 この規程は、平成19年6月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。 別表第1 (同 左) 別表第2 (第3条第2項関係)	
事 項	決 裁 者	事 項	決 裁 者
京都大学本部事務分掌規程（平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。）第2条（第3号を除く。）、第3条第3号、第12条（第7号における訟務に関するものを除く。）から第14条まで、第16条（第5号を除く。）及び第17条、第24条第1号並びに第30条及び第31条に定める事項	総務・人事・広報担当の理事	京都大学本部事務分掌規程（平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。）第2条、第3条第3号、第12条（第5号及び第8号における訟務に関するものを除く。）、第13条（第3号を除く。）から第15条まで、第24条第1号並びに第30条及び第31条に定める事項	総務・人事・広報担当の理事
分掌規程第2条第3号、第12条第6号（特に重要なものに限る。）及び第7号（リスク管理に関するものを除く。）、第16条第5号、第20条（環境対策及び労働安全衛生に関するものに限る。）、第23条並びに人権に関する事項	法務・安全管理担当の理事	分掌規程第12条第5号、第7号（特に重要なものに限る。）及び第8号（リスク管理に関するものを除く。）、第13条第3号、第23条並びに人権に関する事項	法務・安全管理担当の理事
分掌規程第4条第2号、第5条（第2号を除く。）、第6条及び第11条（特に重要なものに限る。）に定める事項	教育・学生担当の理事	分掌規程第5条、第6条（第2号を除く。）及び第7条（特に重要なものに限る。）に定める事項	教育・学生担当の理事
分掌規程第4条（第2号を除く。）、第5条第2号、第10条（厚生補導に関するものうち特に重要なものに限る。）、第26条及び第27条に定める事項	副学長	分掌規程第4条、第6条第2号、第11条（厚生補導に関するものうち特に重要なものに限る。）、第26条及び第27条に定める事項	副学長
分掌規程第7条及び第8条、第18条及び第19条、第28条並びに第32条から第34条までに定める事項	研究・財務担当の理事	分掌規程第8条及び第9条、第18条及び第19条、第28条並びに第32条及び第33条に定める事項	研究・財務担当の理事
分掌規程第9条及び第10条、第24条（第1号を除く。）、第25条、第29条及び第36条に定める事項	国際交流・情報基盤担当の理事	分掌規程第10条及び第11条、第24条（第1号を除く。）、第25条、第29条及び第35条に定める事項	国際交流・情報基盤担当の理事
分掌規程第15条に定める事項	企画・評価担当の理事	分掌規程第16条及び第17条に定める事項	企画・評価担当の理事
分掌規程第20条から第22条まで及び第35条に定める事項	施設担当の理事	分掌規程第20条から第22条まで及び第34条に定める事項	施設担当の理事

改正前	改正後
<p>別表第3（第4条関係） （中略）</p> <p>注）</p> <p>1（略）</p> <p>2 次表左欄に掲げる秘書・広報室等及び各センターの長の病気休暇及び特別休暇（夏季休暇を除く。）の承認に関する事項の決裁者又は専決者は、同表右欄に掲げる者とする。 秘書・広報室等 総長 学生センター、キャリアサポートセンター 学生部長 競争的資金サポートセンター 研究推進部長 国際交流サービスオフィス 国際部長 広報センター 総務部長</p> <p><u>人事事務センター 人事部長</u> <u>給与・共済事務センター、出納事務センター、</u> 契約・資産事務センター 財務部長 施設サポートセンター <u>施設・環境部長</u> 情報システム管理センター 情報環境部長</p> <p>3（略）</p>	<p>別表第3（第4条関係）</p> <p>注）</p> <p>1（同左）</p> <p>2 次表左欄に掲げる秘書・広報室等及び各センターの長の病気休暇及び特別休暇（夏季休暇を除く。）の承認に関する事項の決裁者又は専決者は、同表右欄に掲げる者とする。 秘書・広報室等 総長 学生センター、キャリアサポートセンター 学生部長 競争的資金サポートセンター 研究推進部長 国際交流サービスオフィス 国際部長 <u>広報センター、人事・共済事務センター</u> 総務部長</p> <p>出納事務センター、契約・資産事務センター 財務部長 施設サポートセンター <u>施設環境部長</u> 情報システム管理センター 情報環境部長</p> <p>3（同左）</p>